

○ 通商産業省告示 第二十七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第三号の規定に基づき、分岐管取付器の用途を次のように定めたので、告示する。

平成三年二月五日

通商産業大臣 中尾 栄一

- 一 水の導管の分岐
- 二 空気の導管の分岐
- 三 ガスの導管の分岐